

○御嵩町空き家改修費支援補助金交付要綱

令和6年3月29日
訓令甲第16号

(趣旨)

第1条 この要綱は、御嵩町への移住促進及び地域活性化に資する空き家の有効活用を支援するため、御嵩町空き家バンク制度に登録された物件の改修及び修繕（以下「改修等」という。）に要した費用の一部を、予算の範囲内で補助金を交付することについて、御嵩町補助金交付規則（平成5年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令7訓令甲22・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 御嵩町空き家バンク制度実施要綱（平成26年訓令甲第33号）第4条により登録を行った建物をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却又は賃貸を行うことができるものをいう。
- (3) 起業 事業を営んでいない個人が、町内で事業を開始し、又は町内で新たに法人を設立し事業を開始することをいう。
- (4) 認定創業支援等事業計画 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第1項に規定する創業支援等事業計画をいう。
- (5) 創業支援等事業者 認定創業支援等事業計画に定める創業支援等事業を実施する者をいう。

(令7訓令甲22・一部改正)

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、この補助金の交付を申請した日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 18歳以上の者
- (2) 町外からの転入予定者又は転入者で転入して1年以内のもの
- (3) 空き家を購入した者又は空き家を賃借した者で改修等に関して所有者等の同意があるもの
- (4) 空き家の売買契約日又は最初の賃貸借契約日から1年以内の者
- (5) 空き家の売買又は賃貸借の契約の相手方が3親等内の親族でない者
- (6) 改修を行う空き家（以下「補助対象物件」という。）に、この補助金の交付を受けた日（以下「交付日」という。）から5年を超えて定住する意思のある者
- (7) 補助対象者及び同一世帯の者に地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市町村民税及び御嵩町徴収職員取扱規則（平成20年規則第47号）第2条に規定する町税等（以下「市町村民税等」という。）の滞納がない者

(8) 補助対象者及び同一世帯の者が御嵩町暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者

(9) この要綱による補助金を過去に受けたことがないこと。

（令7訓令甲22・一部改正）

（補助対象事業等）

第4条 補助対象事業の種類、補助対象経費、補助率及び限度額は、別表のとおりとする。ただし、他の補助金の対象となっている経費は補助の対象としない。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、補助の対象となった空き家につき1回限りの申請とする。

4 起業支援事業は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

(1) 小売業、飲食業、サービス業その他これらに類する事業であること。

(2) 公序良俗に反する事業でないこと。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）に規定する事業でないこと。

(4) 政治活動又は宗教活動に関する事業でないこと。

(5) 起業に当たり許認可、資格等が必要な場合は、当該許認可、資格等を有し、又は補助事業が完了するまでに有する見込みがあること。

(6) 認定創業支援等事業計画に定める特定創業支援等事業を受けている又は補助事業が完了するまでに受ける見込みであること。

(7) 創業支援等事業者の指導により、経営計画（補助対象者が中長期的な目標を達成するための具体的な戦略や方針を定める計画をいう。）を補助事業が完了するまでに作成する見込みであること。

(8) 起業の日の属する年度の翌年度以降、3年以上の事業の継続が見込まれること。

（令7訓令甲22・全改）

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事等の着工前に、御嵩町空き家改修費支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 工事契約書の写し又は改修等に要する経費に係る見積書の写し

(2) 事業計画書（別記様式第2号）

(3) 売買契約書の写し又は賃貸借契約書の写し

(4) 空き家の改修等に関する所有者等の承諾書（賃貸借の契約に係る補助対象空き家を賃借人が改修等する場合に限る。）

(5) 世帯全員の住民票

(6) 申請者及び世帯全員の市町村民税の完納証明書（転入予定者に限る。）

(7) その他町長が必要と認める書類

（令7訓令甲22・旧第6条繰上・一部改正）

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、御嵩町空き家改修費支援補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の補助金等の交付の決定に条件を付することができる。

（令7訓令甲22・旧第7条繰上）

（補助対象工事等の変更等）

第7条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更、中止又は廃止（以下「変更等」という。）しようとするときは、御嵩町空き家改修費支援補助金変更承認申請書（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（令7訓令甲22・旧第8条繰上）

（交付決定の変更）

第8条 町長は、前条の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、御嵩町空き家改修費支援補助金交付決定変更承認通知書（別記様式第5号）により、通知するものとする。

（令7訓令甲22・旧第9条繰上）

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助事業が完了した日から30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、御嵩町空き家改修費支援補助金実績報告書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 改修等に要した費用の内訳が確認できる書類及び領収書
- （2） 施工前後の状況が確認できる写真
- （3） 登記事項証明書、履歴事項全部証明書、開業届の写し等起業を行ったことが確認できる書類（起業支援事業に限る。）
- （4） 特定創業支援等事業を受けていることを証する書類（起業支援事業に限る。）
- （5） 経営計画の写し（起業支援事業に限る。）
- （6） その他町長が必要と認める書類

（令7訓令甲22・旧第10条繰上・一部改正）

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、御嵩町空き家改修費支援補助金交付額確定通知書（別記様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（令7訓令甲22・旧第11条繰上）

（補助金の請求）

第11条 前条の額の確定通知を受けた交付決定者は、御嵩町空き家改修費支援補助金交付請求書（別記様式第8号）により、町長に補助金を請求しなければならない。

(令7訓令甲22・旧第12条繰上)

(補助金の返還等)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付日から起算して5年以内に改修等した住宅を取壊し又は売却したとき。
- (2) 補助金の交付日から起算して5年以内に改修等した住宅を退去したとき。
- (3) 補助金の交付日から起算して5年以内に市町村民税等の滞納が生じたとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定者が天災その他自己の責に帰することのできない理由等により改修等した住宅を毀損し、又は滅失したときはこの限りでない。

3 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、御嵩町空き家改修費支援補助金交付取消通知書（別記様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

4 前項の規定による取消通知を受けた者は、取消しを受けた日から60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(令7訓令甲22・旧第13条繰上・一部改正)

(書類の整備)

第13条 交付決定者は、補助対象工事等に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、補助金の交付のあった年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(令7訓令甲22・旧第14条繰上)

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

(令7訓令甲22・旧第15条繰上)

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年訓令甲第22号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

(令7訓令甲22・追加)

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
移住支援事業	・台所、浴室、洗面所又は便所の改修等 ・内装、屋根、外	補助対象経費の2分の1	県内からの転入の場合 90万円 県外からの転入の場合 120万円

起業支援事業	壁等の改修等 ・その他町長が認めるもの	県内からの転入の場合 135万円 県外からの転入の場合 180万円
--------	------------------------	--------------------------------------